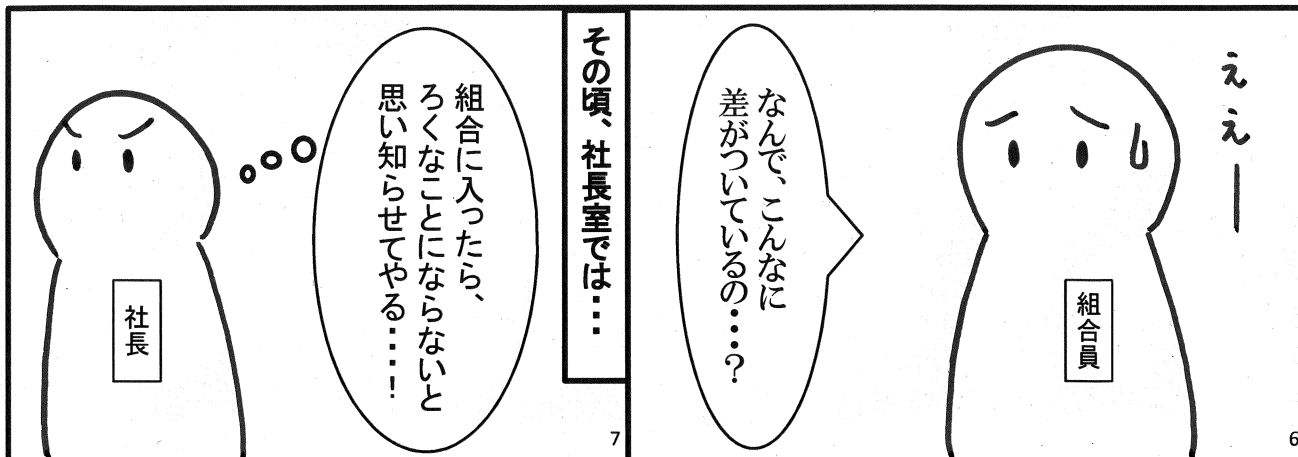


【ケースその4 不利益取扱い】

従業員にボーナスが支給された！ ところが...





ポイント解説

【不利益取扱い】

使用者が、労働者が労働組合の組合員であることや労働組合として正当な行為をしたことなどを理由に、その労働者に対して、不利益な取扱いをすることは、不当労働行為として禁止されています(労働組合法第7条第1号)。

今回のケースのような申立てがあった場合、労働委員会は、労使間の様々な事実・事情を総合的に審査します。その結果、問題とされた不利益な取扱いが、使用者の「反組合的な意思ないし動機」(不当労働行為意思)に基づいてなされたものと認められた場合、不当労働行為である「不利益取扱い」と判断されるおそれがあります。